

資料：分譲マンションにおける独居認知症高齢者等に関する対応マニュアルの指針—分譲マンションにおける独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成に関する研究

研究協力者 角田光隆 神奈川大学法学部・教授

研究要旨

分譲マンションにおける独居認知症高齢者等の対応マニュアルの指針の一つとして、独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成に焦点を当てた。これを明らかにするために、多角的な視点から考察した。多角的な視点とは、①区分所有者その他の居住者等からの視点、②管理組合からの視点、③管理会社等からの視点、④医療・福祉・介護の行政・司法等からの視点、⑤近隣住民、自治会・町内会その他の公共団体、民間事業者等からの視点である。各視点は法律的な観点だけでなく、分野横断的な観点を考慮する。分譲マンションの区分所有者の団体である管理組合の独居認知症高齢者等の対応マニュアルを作成するので、これらの視点の中で②管理組合からの視点を中心に置いた。

独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成を考察するために、マンション管理計画認定基準の一般的な基準および自治体独自の基準、建物の区分所有等に関する法律の改正で提案されている管理不全専有部分管理制度を考慮した。

その上で、多角的な視点から捉えた管理組合の独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成のために、名簿の作成と更新・確認、災害への備えおよびリスク管理、コミュニティづくり、認知症高齢者とコミュニティづくり、自治体等による避難行動要支援者に対する支援、災害時における認知症高齢者の配慮に関する事項を考慮した。

1. はじめに

分譲マンションにおける独居認知症高齢者等の対応マニュアルの内容は多方面の分野に及ぶ。本研究は、この中の重要な部分である独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成に焦点を当てる。

災害対策が実際に十分に効果を上げるためには、良好なコミュニティが形成できていることが寄与する。良好なコミュニティの形成をするためには、防災が最も良い動機づけとなる。両者は、相互依存の関係にある。

コミュニティの形成は防災の分野だけに

留まらず、防災以外のマンション内の活動に好影響を与える。

独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成を明らかにするために、多角的な視点から考察する。

多角的な視点とは、①区分所有者その他の居住者等からの視点、②管理組合からの視点、③管理会社等からの視点、④医療・福祉・介護の行政・司法等からの視点、⑤近隣住民、自治会・町内会その他の公共団体、民間事業者等からの視点である。各視点は法律的な観点だけでなく、分野横断的な観点を考慮する。

分譲マンションの区分所有者の団体であ

る管理組合の独居認知症高齢者等の対応マニュアルを作成するので、これらの視角の中で②管理組合からの視角を中心に置く。管理組合を中心に置いて、区分所有者その他の居住者等、管理会社等、医療・福祉・介護の行政・司法等、近隣住民・自治会・町内会その他の公共団体・民間事業者等とのつながりを考慮する。

この考察において、2022年4月から実施されたマンション管理計画認定制度と現在進行中である建物の区分所有等に関する法律の改正を参考にする。

2. マンション管理計画認定基準

分譲マンションにおける独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成に関する管理組合の独居認知症高齢者等の対応マニュアルの作成において、マンション管理計画認定基準を考慮する。

マンション管理計画認定制度における認定基準は、一般的な基準と自治体独自の基準がある。

2. 1 一般的な基準

一般的な基準の中で参考となる事項は、次のとおりである。

「マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること」の中の災害等の緊急時に専有部に立ち入ること。

「管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、一年

に一回以上は内容の確認を行っていること」である。(1)

2. 2 自治体独自の基準

一般的な基準の追加事項となる自治体独自の基準の中で参考となる事項は、次のとおりである。

福岡県北九州市と福岡県福岡市の「防災計画の作成や防災訓練等、防災に向けた取組みを実施していること」(2)

愛知県と愛知県豊田市の「防災に関する以下の取組のうち一つ以上を管理組合として実施していること。ア 自主防災組織を組織 イ 災害時の対応マニュアルを作成 ウ 防災用品や医療品・医薬品を備蓄 エ 非常食や飲料水を備蓄 オ 防災用名簿を作成 カ 定期的に防災訓練を実施 キ その他管理組合として実施する防災に関する取組」(3)

広島県の「土砂災害に対する擁壁の整備等の土砂災害対策の実施について、管理組合の総会等において検討が行われていること（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定前に建築基準法に基づく確認済証の交付及び着工されたマンションに限る。）

・ハザードマップ等により、マンションが立地している場所の災害リスク（洪水・土砂災害リスク等）を周知していること

・災害の種類に応じた避難場所及び避難経路を周知していること

・県や市町が行う防災の取組（マイ・タイムラインの作成等）を周知していること」

(4)

大阪府堺市の「マンションの防災上の特色や管理組合等が行う防災対策等について『防災アクションプラン』として明文化し、これを管理規約等に定めること。」(5)

兵庫県の「年1回以上の防災訓練の実施に加え、災害対応マニュアル等の作成・配布や災害時に必要となる道具・備品・非常食類の備蓄等の災害対策が講じられていること」(6)

東京都板橋区の「管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、区分所有者名簿(組合員名簿)、居住者名簿、要援護者名簿等を備えており、1年に1回以上は内容の確認を行っていること」の中の要援護者名簿等を備えており、一年に一回以上は内容の確認を行っていること

「地震、火災等の災害への備え及びリスク管理を行っており、自主防災組織(災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。)の結成又は防災訓練の実施、防災資機材及び備蓄物資の整備、要援護者等の把握等を行っていること」

「マンションの状況及び環境に応じた必要な危機管理マニュアルが整備等されていること」

「マンション内で組織する自治会を設置していること又は自治会の設置について計画していること若しくは当該マンションの所在する地域の町会・自治会等へ区分所有者及び居住者等が加入していること

上記に該当しない場合は、マンション内でコミュニティが形成される活動を行っていること」(7)

福岡県北九州市の「地域活動への積極的参画又は協力や、孤独・孤立の防止に向けた

見守り・声かけ等の活動により、周辺地域又はマンションの居住環境の維持・向上に努めていること」である。(8)

3. 建物の区分所有等に関する法律の改正
法制審議会区分所有法制部会第1回会議における区分所有法制の見直しに当たっての検討課題において、区分所有建物の管理に特化した財産管理制度を設ける利点として、「区分所有者が専有部分や共用部分の適切な管理をせず、管理不全状態となって他の区分所有者や近隣の住民等に被害を及ぼす場合に、財産管理人を選任することができれば、継続的で柔軟な管理を行うことが可能になる」とする。(9)

法制審議会区分所有法制部会第5回会議において、管理不全専有部分管理制度が採り上げられている。(10) この提案のきっかけとなっている事態は、専有部分にゴミが集積されたり、専有部分の配管が腐食したまま放置されて、共用部分、他の区分所有者の専有部分、区分所有建物の近隣住民に不利益が及ぶ場合である。ゴミが集積される場合には、認知症の影響により専有部分がゴミ屋敷となる場合も含まれていると考えられる。ゴミが集積すると、火災になる可能性があるため、区分所有建物の管理に特化した財産管理制度は、火災の防止に役立つ制度である。

この手続きの請求権者には、管理不全状態によって被害を受ける可能性のある他の区分所有者、区分所有建物の近隣住民、管理者、管理組合法人などが考えられている。

(11) 管理組合が請求権者に入っていることが明らかである。

4. 多角的な視点から捉えた管理組合の独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成

前記2と3から管理組合の役割が防災とコミュニティの形成の場合にあることが分かる。したがって、分譲マンションにおける管理組合の独居認知症高齢者等の対応マニュアルを作成するためには、防災とコミュニティの形成に関連するマンション管理計画認定基準と区分所有建物の管理に特化した財産管理制度を踏まえて行う必要がある。

4. 1 名簿の作成と更新・確認

マンション管理計画認定基準における一般的な基準によれば、平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、一年に一回以上は内容の確認を行っていることが求められている。この基準に加えて、自治体独自の基準によれば、愛知県と愛知県豊田市の防災用名簿を作成することや東京都板橋区の要援護者名簿等を備えることが求められている。東京都板橋区では、名簿の取扱いに関する規定を定め、名簿を適正に管理組合が保管および利用していることが求められている。

したがって、区分所有者名簿（組合員名簿）、居住者名簿、要援護者名簿等を備えて、一年に一回以上は内容の確認を行っていること、名簿の取扱いに関する規定を定め、名簿を適正に管理組合が保管および利用していることが望ましい基準であると言えることができる。

4. 2 災害への備えおよびリスク管理

東京都板橋区では、地震、火災等の災害へ

の備えおよびリスク管理を行っており、自主防災組織（災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）の結成または防災訓練の実施、防災資機材および備蓄物資の整備、要援護者等の把握等を行っていることが求められている。この基準に関連して、マンションの状況および環境に応じた必要な危機管理マニュアルの整備等がされていることが求められている。

したがって、災害への備えおよびリスク管理を行っていること、自主防災組織の結成、防災訓練の実施、防災資機材および備蓄物資の整備、要援護者等の把握等を行っていること、危機管理マニュアルが整備等されていることが望ましい基準であると言えることができる。

危機管理マニュアルの作成においては、東京都板橋区の「マンション防災マニュアル作成の手引き」(12)、東京都荒川区の「マンションですすめる防災対策の手引き」(13)、東京都目黒区の「マンション防災マニュアルの手引き」(14)、東京都江戸川区の「みんなで取り組むマンション防災」(15)などが参考になる。

東京都板橋区の「マンション防災マニュアル作成の手引き」は、防災活動とコミュニティづくりに関連して、防災専門の態勢と人員の確保、自主防災組織の設置、居住者名簿の作成、災害時要援護者の把握と支援、防災訓練等の計画と実施、マンション内のコミュニティづくり、地域との連携、地域の行事、祭への参加と協力を指摘している。(16)

4. 1名簿の作成と更新・確認は、この「マンション防災マニュアル作成の手引き」に含まれており、災害への備えおよびリス

ク管理にとって意義がある。

4. 3 コミュニティづくり

東京都板橋区では、マンション内で組織する自治会を設置していること、または、自治会の設置について計画していること、もしくは、当該マンションの所在する地域の町会・自治会等へ区分所有者及び居住者等が加入していることが求められ、これらに該当しない場合は、マンション内でコミュニティが形成される活動を行っていることが求められている。

前述した東京都板橋区の「マンション防災マニュアル作成の手引き」は、防災活動とコミュニティづくりの重要性を指摘している。

たとえば、マンション内のコミュニティづくり、地域との連携、地域の行事・祭への参加と協力を挙げている。マンション内のコミュニティづくりのために、防災訓練後の懇親会、日頃からの声掛けや挨拶を挙げる。地域との連携として、地域の住民防災組織（町会・自治会を母体とした防災組織など）、近隣の避難所・避難場所との連携、地域の住民防災組織の防災訓練に参加したり、逆にマンションの防災訓練に参加してもらうことを挙げる。地域の行事・祭への参加と協力として、地域の町会・自治会名や地域で実施される行事・祭事を把握すること、地域の行事・祭事をマンション内の居住者に知らせること、地域住民に対してマンションが行う行事に参加するように促すことを挙げる。(17) これらの点に多角的な視点が入っている。

また、愛知県豊橋市は、防災訓練・防災コミュニティに熱心に取り組んでいる。防災

コミュニティの推進～地域の絆づくり～を提案し、防災コミュニティマップ作成の手引きを作成している。(18) この場合にも多角的な視点が入っている。

東京都板橋区と同様の方向は、福岡県北九州市の認定基準である地域活動への積極的参画または協力や、孤独・孤立の防止に向けた見守り・声かけ等の活動により、周辺地域またはマンションの居住環境の維持・向上に努めていることに見られる。

この条件に、防災計画の作成や防災訓練等、防災に向けた取組みを実施していることを加えた福岡県北九州市独自のマンション管理計画認定制度の認定事例が令和5年3月に現れている。(19)

したがって、災害への備えおよびリスク管理とコミュニティづくりは密接に結び付いていると言える。

東京都板橋区のコミュニティづくりに関するマンション管理計画認定制度の認定基準は、東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例第25条に裏付けられる。

東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例と類似の条例には、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例第36条、東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例第19条の2、東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例第16条、豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例第21条、荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例第21条、墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例第22条、亀岡市宅地開発等に関する条例第14条、足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例第29条、松江市中高層

建築物の建築に係る手続に関する条例第 3 条、川口市マンション管理適正化推進条例第 17 条・第 18 条がある。これらの自治体の条例も、コミュニティづくりに配慮している。

福岡県北九州市の認定基準の一つである孤独・孤立の防止に向けた見守り・声かけ等の活動には、平成 18 年・19 年に発生した孤立死などをを受けて平成 20 年度から開始した「いのちをつなぐネットワーク」が背景にあると考えられる。この事業は「見つける」「つなげる」「見守る」をキーワードに、「支援を必要とする人に対して適切なサービスを提供すること（個別支援）と「必要なサービスにつなげるまでの気づきや見守りなどの仕組みを確立すること（地域福祉ネットワークの充実・強化）」を柱としている。

(20)

福岡県北九州市の「いのちをつなぐネットワーク」のような取組みは、他の自治体の孤立・孤独を防止する条例などに見られる。

たとえば、足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例、河内長野市孤立死防止条例、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例、中野区地域支えあい活動の推進に関する条例、由仁町地域支え合い活動の推進に関する条例、栃木市地域支え合い活動推進条例、黒石市高齢者の見守り活動の推進に関する条例、いきいきこいだいら高齢者見守りの輪条例、横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例、新潟県人と人との絆づくり条例、湯河原町人と地域の絆を育む条例、徳島県人と人との絆を紡ぐ条例、大和市おひとりさま支援条例が制定されている。これらの自治体も、人と人とのつなが

りの形成に配慮している。

4. 4 認知症高齢者とコミュニティづくり

4. 2 防災活動とコミュニティづくりや
4. 3 孤独・孤立の防止に向けた見守り・声かけ等の活動の対象となる人には、認知症高齢者なども含まれる。

東京都の世田谷区認知症とともに生きる希望条例第 10 条は、区民が認知症になっても孤立せず、社会参加ならびに健康の保持および増進の機会および権利が守られるような施策を実施するとする。本条例は、認知症の人の孤立に着目し施策を実施している。

この第 10 条を含めた施策は、世田谷区認知症とともに生きる希望計画において具体化されている。主な取組みは、希望条例の考え方・理解を深める取組み、本人発信・社会参加の推進、「備え」の推進：「私の希望ファイル」、地域づくりの推進、暮らしと支えあいの継続の推進である。(21)

世田谷区認知症とともに生きる希望条例と類似の条例には、大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例、設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例、愛知県認知症施策推進条例、御坊市認知症の人とともに築く総活躍のまち条例、浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例、知多市認知症施策推進条例、名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例、東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例、草津市認知症があっても安心なまちづくり条例、河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例、大和市認知症 1

万人時代条例、臼杵市みんなで取り組む認知症条例、渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例、浦安市認知症とともに生きる基本条例、京丹後市認知症とともに生きるまちづくり条例、明石市認知症あんしんまちづくり条例、三田市認知症の人と共に生き支え合うまちづくり条例、富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例がある。これらの自治体も、認知症高齢者などのコミュニティづくりに配慮している。

4. 5 自治体等による避難行動要支援者に対する支援

東京都千代田区は、高齢者等の災害弱者などのための救援を行っている。このために千代田区安心生活見守り台帳を作成している。これは、一人暮らしや高齢者だけで暮らす世帯などを対象としている。安心生活見守り台帳に登録した者のうち災害発生時に自力で避難することが難しい者を対象とした避難行動要支援者名簿がある。この名簿を活用した平常時の見守り活動や災害時の避難行動要支援者の安否確認、避難所誘導、救出救援活動が行われている。(22) これとともに、緊急時・災害時の避難に関する個別避難計画が実施されている。(23)

兵庫県は、令和3年の災害対策基本法の改正に伴い、ひょうご防災減災推進条例第3条において、市町の取組みとして災害対策基本法第49条の14第1項に規定する個別避難計画の作成等の災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者その他の特に配慮を要する者を支援する事業を定めている。

また、兵庫県は、ひょうご防災減災推進条例第5条2項において、自主防災組織等が

個別避難計画の作成への参画および当該計画に基づく防災訓練等に取り組むことを定めている。

したがって、マンションに自主防災組織ができれば、市町が個別避難計画の作成等の事業を行う際には、自主防災組織は、個別避難計画の作成への参画および当該計画に基づく防災訓練等に取り組むことになる。

兵庫県は、従来の災害時要援護者支援指針を改定し、令和4年3月に災害時における要配慮者支援指針を策定した。(24) 本指針は、市町等における要配慮者支援のための日頃の備えと災害時の迅速かつ的確な取組みのためのガイドラインであり、全ての市町等において優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成ができることを考慮しているとする。(25)

本指針における要配慮者とは、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等であり、この中に認知症の人が含まれ、認知症高齢者の特徴的なニーズが指摘されている。(26)

本指針は、防災と福祉の連携を考慮しつつ地域との連携を重視し、平常時、災害発生前、災害発生後を通じた切れ目のない要配慮者支援を行う体制づくりを考えている。本指針は、要配慮者対策における各主体の主な役割や地域における避難支援体制の整備も指摘している。(27) これらの点に多角的な視点が入っている。

本指針は、個別避難計画において心身の状況、情報取得や判断への支援の必要な程度、独居等の居住の実態と社会的孤立の状況などを考慮し、避難情報の伝達において要配慮者への配慮に言及している。(28)

本指針は、避難所における要配慮者への配慮や要配慮者に対する生活支援に関する説明を行っている。(29)

本人・地域（自主防災組織や自治会等）で個別避難計画を作成する際の手引として避難行動要支援者のための個別避難計画作成の手引きがある。(30) ここに多角的な視点が入っている。

4. 6 災害時における認知症高齢者の配慮

4. 5で述べた自治体等による避難行動要支援者に対する支援においては、災害時における認知症高齢者の配慮について具体的なことが書かれていなかった。したがって、他の取組みを参照しておくことにする。

たとえば、日本認知症学会 被災者支援マニュアル作成ワーキンググループ編の『被災した認知症の人と家族の支援マニュアル<介護用> 2版』がある。(31)

介護家族や介護職が提供する本人への支援として、不安への対応、興奮・暴言・暴力への対応、幻覚・妄想への対応、徘徊への対応、無為無欲や抑うつへの対応、不眠への対応、排泄の問題への対応の場合を指摘し、認知症の人の環境調整として、ストレスをなくす、混乱をなくす、徘徊への対策の場合を論じている。家族介護者への支援として、家族介護者の不安、相談役の場合を論じている。その他に、ケアスタッフへの支援、情報提供やサポート体制の場合を論じている。

また、認知症ケア学会の『認知症の人と家族のための避難所での支援ガイド』がある。(32) これは、環境づくり、周りの人の理解とかかわり方、二次避難所である福祉避難所への移動準備を論じている。

NHKの「災害時障害者のためのサイト」は、(33)「避難する時の持ちもの」、「普段からの備え」、「災害が起きたら」、「支援する方に」に分類して、高齢者への対応方法を論じている。

これらの内容を分譲マンションの場合において具体的に明らかにしておくことが求められる。

5. 今後の方針

分譲マンションにおける独居認知症高齢者等のための防災とコミュニティの形成に関する管理組合の独居認知症高齢者等の対応マニュアルの作成のために、分譲マンションの場において、マンション管理計画認定基準の一般的な基準と自治体独自の基準、建物の区分所有等に関する法律の改正の内容、名簿の作成と更新・確認、災害への備えおよびリスク管理、コミュニティづくり、認知症高齢者とコミュニティづくり、自治体等による避難行動要支援者に対する支援、災害時における認知症高齢者の配慮を実現するために、これらの事項を整理し相互関係を明らかにしてより具体的に考察をしたいと思う。

コミュニティの形成は防災の分野だけに留まらず、防災以外のマンション内の活動に好影響を与えるので、防災以外のマンション内の活動の分野も明らかにしたいと思う。

注

(1)国土交通省『マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン』令和3年11月 令和5年4月

- 【追補版】、21 頁。23 頁。
 (<https://2021mansionkan-web.com/wp-content/uploads/2022/07/881d5223dae375ff8ef372338d5401-1.pdf>)
- (2)北九州市「北九州市マンション管理計画認定制度」
 (<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07400203.html>) (2023 年 4 月 21 日)
- 福岡市「福岡市マンション管理計画認定制度」
 (https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/soudan/kanri_nintei.html) (2022 年 6 月 30 日)
- (3)愛知県『愛知県マンション管理適正化推進計画』令和 4 年 3 月、22 頁以下。
 (<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/413143.pdf>)
- 豊田市『豊田市マンション管理適正化推進計画』2022 年 9 月、24 頁。
 (https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/051/328/01.pdf)
- (4)広島県「マンション管理計画認定制度」
 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/kannrikeikakunintei.html>) (2022 年 7 月 1 日)
- (5)堺市「マンション管理計画認定制度」
 (<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/jutaku/manshon/manshonnintei.html>) (2023 年 4 月 1 日)
- (6)兵庫県「マンション管理計画認定制度について」
 (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/mansion/ninteiseido.html>) (2023 年 2 月 10 日)
- (7)板橋区「板橋区マンション管理計画認定制度（国の制度）」
 (<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/sumai/apartment/1038593/1038463.html>) (2022 年 10 月 24 日)
- (8)北九州市、前掲注 (2)
- (9)法制審議会区分所有法制部会第 1 回会議「区分所有法制の見直しに当たっての検討課題」3 頁。
 (<https://www.moj.go.jp/content/001383076.pdf>)
- (10)法制審議会区分所有法制部会第 5 回会議「区分所有建物の管理の円滑化に係る方策 (2)」11 頁以下。
 (<https://www.moj.go.jp/content/001390588.pdf>)
- (11)法制審議会区分所有法制部会第 5 回会議、前掲注 (10) 13 頁。
- (12)板橋区「マンション防災マニュアル作成の手引き」
 (<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/sonae/1005665.html>) (2020 年 1 月 25 日)
 (https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.city.itabashi.tokyo.jp%2F_res%2Fprojects%2F

default_project%2F_page_%2F0012F005
%2F665%2Fattach_68451_1.doc&wd0rigin=BROESELINK

(13)荒川区「マンションですすめる防災対策の手引き」

(<https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/592/hp.pdf>)

(14)目黒区「マンション防災マニュアルの手引き」

(https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/zen/bousai/plan/manshonbosai.files/manssyonn_bosai_manyuaru.pdf)

(15)江戸川区「みんなで取り組むマンション防災」

(<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/24297/2209mansyonpanhuretto/pdf>)

(16)板橋区、前掲注(12) 8頁以下。

(17)板橋区、前掲注(12) 8頁以下。

(18)愛知県豊橋市「防災訓練・防災コミュニティ」

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5276.html>)

(19)北九州市「マンション管理計画認定制度認定マンション一覧」

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07400214.html>) (2023年4月21日)

(20)北九州市「いのちをつなぐネットワー

ク」

(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/hokuhoku/file_0471.html) (2022年2月9日)

(21)世田谷区『世田谷区認知症とともに生きる希望計画 令和3年度～令和5年度』令和3年3月、24頁以下。

(https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/006/003/d00190791_d/fil/kibou-keikaku-honnpenn.pdf)

(22)千代田区「高齢者・障害者など災害弱者などへの救援」

(<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/koresha/sasaeai/mimamoridaicho.html>) (2018年6月4日)

(23)千代田区「緊急時・災害時の避難に関する個別避難計画」

(<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/koresha/sasaeai/kobetsuhinan.html>) (2022年7月1日)

(24)兵庫県『兵庫県災害時における要配慮者支援指針』令和4年3月

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/documents/shishin0329.pdf>)

(25)兵庫県、前掲注(24) 1頁。

(26)兵庫県、前掲注(24) 2頁以下。

(27)兵庫県、前掲注(24) 7頁以下。

(28)兵庫県、前掲注(24) 27頁、29頁以下。

(29)兵庫県、前掲注(24) 56頁以下。

(30)兵庫県『避難行動要支援者のための個別避難計画作成の手引』

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/documents/r4_z.pdf)

(31)日本認知症学会 被災者支援マニュアル作成ワーキンググループ編『被災した認知症の人と家族の支援マニュアル<介護用> 2版』

(<https://square.umin.ac.jp/dementia/kai-go419.pdf>)

(32)認知症ケア学会『認知症の人と家族のための避難所での支援ガイド』

(<https://ninchisyocare/pdf/災害支援0908-2.pdf>)

(33)NHK「災害時障害者のためのサイト」

(<https://www.nhk.or.jp/heart-net/saigai/index.html>)

E. 結論と今後の課題

管理組合が行う独居認知症高齢者等のための防災の効果的な実施のために分譲マンション内や地域とのコミュニティの形成が必要である。このために、マンション管理計画認定基準の一般的な基準と自治体独自の基準、建物の区分所有等に関する法律の改正の内容、名簿の作成と更新・確認、災害への備えおよびリスク管理、コミュニティづくり、認知症高齢者とコミュニティづくり、自治体等による避難行動要支援者に対する支援、災害時における認知症高齢者の配慮の事項を整理し相互関係を明らかに

してより具体的に考察することにする。

<研究発表>

1. 論文等発表

1)「高齢者の建物賃貸借」法学教室(有斐閣)2022年7月 第502号 16頁-21頁

2)「分譲マンションにおける独居認知症高齢者の生活上の課題と支援」認知症ケア事例ジャーナル(一般社団法人日本認知症ケア学会 株式会社ワールドプランニング)2022年12月 第15巻第3号 170頁-176頁

3)「マンションのバリアフリー 趣旨説明」マンション学(日本マンション学会 民事法研究会)2023年2月 第73号 3頁

4)「ハードおよびソフトのバリアフリーの法制度について—分譲・賃貸マンション—」マンション学(日本マンション学会 民事法研究会)2023年2月 第73号 4頁-12頁

5)「障がい者団体のバリアフリーに関する取組みについて」マンション学(日本マンション学会 民事法研究会)2023年2月 第73号 25頁-32頁

6)「マンションのバリアフリーの総合的な視点」マンション学(日本マンション学会 民事法研究会)2023年2月 第73号 99頁-103頁

7)「マンションのバリアフリー、管理士等の活用、孤立死対策—趣旨説明」マンション学(日本マンション学会 民事法研究会)2023年4月 第74号 50頁

8)「マンションにおける高齢者の孤立死対策」マンション学(日本マンション学会 民事法研究会)2023年4月 第74号 61頁-70頁

<学会発表>

1) 2023年度日本マンション学会第2分科会「マンションのバリアフリー、管理士等の活用、孤立死対策—趣旨説明」、「マンションにおける高齢者の孤立死対策」日本マンション学会 2023年4月22日

Reference

- 1) 日本マンション学会2019年度特集「分譲マンションにおける認知症高齢者等の課題に関する多角的研究」マンション学第64号3頁—102頁。
- 2) 日本マンション学会2022年度特集「マンションのバリアフリー」マンション学第73号3頁—103頁。